

押印についてのご案内

令和6年度から下記のとおり変更いたします。

- 1 申請書は一律押印不要、委任状は一律押印が必要です。
- 2 押印不要ですのでオンラインで一式申請可能になります。
- 3 補助金の交付決定通知書も押印はなくなります。
- 4 債権者登録の有無にかかわらず、請求書の提出は必要です。

	申請書	請求書	委任状
債権者登録がある	不要	不要	必要
債権者登録はしているが別の口座への振込を希望		必要	
債権者登録がない			
債権者登録はないが、振込口座は債権者登録がある 例)施設長名で申請、振込は債権者登録がある理事長名義の口座			

申請者の名義と振込口座の名義が一致しない場合は委任状が必要です。

請求書及び委任状は同一の印が必要です。

また、学校の印(施設の印)を使用する場合は、申請者の私印も併せて押印してください。

申請者 ○○法人 △△ホーム 施設長 □□ の場合

- ①振込口座名義が ○○法人 △△ホーム 施設長 □□→委任状不要
- ②振込口座名義が ○○法人 理事長 ◎◎→委任状必要

申請者 ○○法人 (△△ホーム) 理事長 ◎◎ の場合

- ③振込口座名義が ○○法人 理事長 ◎◎→委任状不要
- ④振込口座名義が ○○法人 △△ホーム 施設長 □□→委任状必要

【債権者登録についてはこちら】

川崎市トップページ

事業者・就労支援情報

届出・手続き・各種情報

債権者登録(口座振替払の登録)

口座振替払登録届(新規)

